

嬉野市お試し移住・お試しサテライトオフィス事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、本市への移住を検討している者及びサテライトオフィスの開設を検討している者（以下「移住検討者等」という。）が本市の風土及び本市での日常生活を体験するために居住する住宅（以下「お試し住宅」という。）の設置及び利用に関し必要な事項を定めることにより、本市への移住を推進し、もって本市への人口の流入を促進することを目的とする。

(お試し住宅)

第2条 お試し住宅は、移住検討者等に対し一時的に利用させるものとする。

2 お試し住宅の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 嬉野市お試し移住住宅 住む塩田津
- (2) 所在地 嬉野市塩田町大字馬場下甲707番地

(利用者の資格)

第3条 お試し住宅を利用できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請時点において本市に住民登録がない移住検討者等であること。
- (2) 婚姻等による転入予定者でないこと。
- (3) 利用者を代表する者が20歳以上であること。
- (4) 地域との交流事業及び本市の広報事業等に協力できること。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用している者

エ 暴力団又は暴力団員に対する資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (6) 第8条の遵守事項及び第9条の禁止行為の全てを了承していること。

(利用申請)

第4条 お試し住宅の利用を申請しようとする者の代表者（以下「申請代表者」という。）は、お試し住宅の利用を開始する日（以下「利用開始日」という。）の14日前までに、利用希望期間、電話番号、メールアドレス及び利用目的に加え、利用する者全ての氏名、住所、生年月日、職業及び申請代表者との続柄について、申請代表者の身分証明書（運転免許証、パスポートその他の官公署が発行した顔写真付きの証書等）の写しを添えて、市長に届け出なければならない。

(利用許可等)

第5条 市長は、利用の申請の連絡があったときは、申請の内容を審査し、適当であると認めるときは、電子メールにより申請代表者に利用の許可を通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する利用の許可に、必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項に規定する審査において、適当でないと認めるときは、電子メールにより申請代表者に通知するものとする。

(利用期間)

第6条 お試し住宅の利用期間は、3泊4日以上13泊14日以内とし、利用開始日の属する年度内において定めるものとする。

2 利用開始日及び利用期間の満了となる日（以下「利用満了日」という。）は、嬉野市の休日を定める条例（平成18年嬉野市条例第2号）に規定する市の休日以外の日とする。

3 お試し住宅の利用を開始する時間は、利用開始日の午前9時から午後3時までとし、利用が満了となる時間は、利用満了日の午前9時から午前11時までとする。

4 お試し住宅を利用することができる回数は、同一の利用者につき2回までとする。許可を受けた申請代表者が異なる場合においても、お試し住宅を利用する者に過去にお試し住宅を利用したことがある者が含まれる場合は、同様とする。

(利用料)

第7条 利用者のお試し住宅の利用料（住宅利用料、備品利用料、光熱水費、放送受信料等）は、無料（通常の日常生活に必要となる利用料に限る。）とする。ただし、交通費、飲食費、寝具手配料及び衛生用品等の日常消耗品に係る費用は、利用者の負担とする。

2 お試し住宅に備付けの家具、電化製品等は、貸与するものとし、持ち帰ってはならない。

(遵守事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 外出時や就寝時に施錠する等お試し住宅を善良に管理し、鍵を紛失したときは、速やかに市長にその旨を報告すること。
- (2) 火気の取扱いに十分注意し、お試し住宅内は、禁煙とすること。
- (3) 備付けの家具、電化製品等を清潔に保つとともに適切に利用すること。
- (4) お試し住宅及びお試し住宅周辺の清掃を適宜行い、住環境の整備を行うこと。
- (5) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (6) その他お試し住宅の利用に関し、市長が必要と認めること。

(禁止行為)

第9条 利用者は、お試し住宅において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) お試し住宅の改修を行うこと。
- (2) お試し住宅の全部又は一部を第三者に転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (3) 鉄砲、刀剣類、爆発性若しくは発火性を有する危険な物品等を製造し、又は保管すること。
- (4) 排水管を腐食させるおそれのある液体又は詰まらせる原因となるものを流すこと。
- (5) 看板、ポスター等の広告物を掲示し、又は文書、図書その他の印刷物を貼付し、若しくは配布すること。
- (6) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (7) 興業、展示会その他これに類する行為を行うこと。
- (8) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為を行うこと。
- (9) 騒音又は大声を発する等近隣の住民に迷惑となる行為を行うこと。
- (10) 犬(盲導犬を除く。)、猫その他の動物を飼育すること。
- (11) 鍵の改変又は複製により、お試し住宅の管理に支障を及ぼすこと。
- (12) お試し住宅の目的にふさわしくない行為を行うこと。
- (13) その他他人の迷惑となる行為を行うこと。

(利用許可の取消し)

第10条 市長は、利用者が第8条に掲げる事項を遵守しないとき、前条の規定に違反する行為があったとき、又は第13条に規定する損害賠償義務が履行されないときは、利用の許可を取り消すことができる。

(明渡し)

第11条 利用者は、利用期間が満了したとき、又は前条の規定に基づき利用許可が取り消されたときは、直ちにお試し住宅の鍵を返却し、明け渡さなければならない。この場合において、当該利用者は、明渡し時までにお試し住宅の清掃を行い、通常の利用によって生じた住宅の損耗を除き、当該お試し住宅を原状回復しなければならない。

2 利用者は、前項後段の規定に基づき行う原状回復の内容及び方法について、市長の指示に従わなければならない。

3 市長は、利用者が第1項後段の規定に基づく原状回復を行わないときは、利用者の負担において、これを行うことができる。この場合において、利用者は、何らの異議を申し立てることができない。

(立入り)

第12条 市長は、お試し住宅の防火、構造の保全その他管理上特に必要がある場合は、お試し住宅内に立ち入ることができる。

2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒むことができない。

(損害賠償)

第13条 利用者は、故意若しくは過失により住宅、設備、備品等を破損し、汚損し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情により市長が認めた場合は、この限りでない。

2 利用者は、前項に規定する損害が発生したときは、直ちに市に報告しなければならない。

(事故免責)

第14条 お試し住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該お試し住宅及びお試し住宅周辺で発生した事故に対して、市は、その賠償の責めを負わないものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。